会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://impressholdings.com/info/profiles/ij.htm

（乙）http://impressholdings.com/info/profiles/icc.htm

（丙）http://impressholdings.com/info/profiles/ibc.htm

（丁）http://impressholdings.com/info/profiles/ipw.htm

平成二十六年四月二日

東京都千代田区三番町二〇番地

（甲）株式会社インプレスジャパン

代表取締役　土田　米一

東京都千代田区三番町二〇番地

（乙）株式会社インプレスコミュニケーションズ

代表取締役　関本　彰大

東京都千代田区三番町二〇番地

（丙）株式会社インプレスビジネスメディア

代表取締役　中村　照明

東京都千代田区三番町二〇番地

（丁）株式会社Ｉｍｐｒｅｓｓ　Ｗａｔｃｈ

代表取締役　小川　亨

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月二日

東京都三鷹市下連雀三丁目三三番一三―五

合同会社恵実田恒産

○二号

代表社員　伴　三千代

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月二日

東京都大田区南六郷三丁目二一番一号

合名会社鶴岡スプリング製作所

代表社員　鶴岡　国雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月二日

山梨県南都留郡富士河口湖町河口一六九一番地の二

合同会社大伴

代表社員　伴　實成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年五月五日であり、組織変更後の商号は株式会社あっていらとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月二日

京都市左京区聖護院山王町二八―六三熊野ビル二Ｆ

合同会社シャフト

代表社員　荻原　宏章

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月二十七日

掲載頁　九十頁（号外第六十六号）

平成二十六年四月二日

福井県鯖江市鳥井町三号一八番地

武生コンクリート圧送株式会社

代表取締役社長　上木　貴博

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年四月十八日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載された株主をもって、平成二十六年五月二十三日開催予定の定時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月二日

千葉県市川市市川一丁目二三番一二号

小澤眼鏡株式会社

代表取締役　藤原美智子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年四月二十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月二日

東京都千代田区大手町一丁目七番二号

株式会社レノバ

代表取締役　木南　陽介

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である大森信太郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月二日

東京都三鷹市井の頭四丁目二〇番三号

ビッグウッズ・リミテッド

日本における代表者　大森信太郎

限定承認公告

本籍山形県尾花沢市大字正厳五四四番地、最後の住所東京都港区東新橋一丁目一〇番一―一八〇四号

被相続人　亡　岸　巖

右被相続人は平成二十五年五月五日死亡し、その相続人は平成二十六年三月十八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二日

東京都港区東新橋一丁目一〇番一―一八〇四号

相続財産管理人　岸　眞理子

限定承認公告

本籍東京都中央区日本橋兜町一二番地、最後の住所東京都中央区日本橋浜町二丁目四二番九号アイデン浜町六Ｆ

被相続人　亡　谷本　浩朗

右被相続人は平成二十五年十一月二十七日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二日

神奈川県川崎市宮前区宮崎五丁目九番八五号

限定承認者　谷本　俊朗

限定承認公告

本籍奈良県桜井市大字箸中三二八番地、最後の住所奈良県桜井市大字上之庄六一九番地の一四

被相続人　亡　河口　政志

右被相続人は平成二十五年十二月三十日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十四日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二日

奈良県桜井市大字上之庄六一九番地の一四

相続財産管理人　河口こずえ

取消公告

平成二十六年三月二十五日（号外第六十三号）掲載の決算公告（枠組）は、取消します。

平成二十六年四月二日

福島県いわき市小名浜花畑町一〇番地七

いわきガス株式会社

代表取締役　室園　正彦

正誤

平成二十六年三月三十一日（号外特第六号）総務省・農林水産省・国土交通省告示第四号（過疎地域を区域とする市町村を公示する件）

（原稿誤り）

五三六ページ上段表の次に次を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月十日法務省告示第百五号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二ページ三段終りから一一行目から一〇行目までを削除する。

ページ	段	行	誤	正
一〇二	三	終りから五	ＪＡ邑楽館林板倉発電所工場	ＪＡ邑楽館林板倉発電所

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月三十一日付特第六号五　六〇ページ●四月二日付第七五号三二ページ●同日付　政府調達第六〇号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、六四二円（本体二、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）